

# 調剤部通信 No.3

## かかりつけ薬剤師・薬局 に係る評価指標について

今年の3月および6月に行なわれた厚生労働省の医薬品医療機器制度部会において、かかりつけ薬剤師・薬局に係る評価指標においてKPI（重要業績評価指標）が盛り込まれました。これらの評価指標が設定された背景には、近年医薬分業率が70%に達し、院外処方方がほとんどの医療機関において定着してきましたが、院外処方には院外処方にくらへ患者自己負担が高くなり、その負担した金額分のメリットが見えづらいという指摘が財務省や利用患者からあった為です。

その為、厚生労働省は『患者の為に薬用レシジョン』を策定し、すべての薬局が2025年までにかかりつけ薬局としての機能を持つこという目標を実現するために、全国的に把握すべきKPIとして具体的に4項目が設定されました。〔下表参照〕

今回の医薬品医療機器制度部会において、KPIとして4項目設定され

かかりつけ機能を持った薬局数を把握する指標(KPI)の具体的な4項目	
①	服薬情報の一元的・継続的把握の指標として、 <b>電子版お薬手帳や電子薬歴などのICT（情報通信技術）を導入している薬局数</b>
②	24時間対応・在宅対応に関する指標として、 <b>在宅業務を過去1年間に平均月1回以上実施した薬局数</b>
③	医療機関などとの連携に関する指標として、 <b>健康サポート薬局研修を修了した薬剤師を配置しており、その薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参加する会議に少なくとも過去1年間に1回出席している薬局数</b>
④	薬学的管理・指導の取組みを評価できる指標として、 <b>医師に対して患者の服薬情報等を示す文書を過去1年間に平均月1回提供した実績がある薬局数</b>

ましたが、KPIとして見送られた案もいくつかありました。その中には、医薬品安全対策の指標として、副作用報告の実施やヒヤリ・ハット事例収集の取組みの有無。地域医療連携体制の指標として、退院時カンファレンスへの参加体制の有無や医師への受診勧誘もいくつかありました。今回これらも案として上がりましたが、今後からの案は見送られました。KPIとして追加されていく事がめられているという事を感じました。

薬に関する情報提供体制への有無なKPIの設定が厚生労働省主導で行われ、KPIだけでなく個々のケースとして上がりましたが、今後かかりに対した、かかりつけ機能を実現する取り組みとして追加されていく事がめられているという事を感じました。

予想されます。

今回かかりつけ機能を果たす為に

エース薬局上藤沢店

吉川 保雄

